

決算報告書

(第2期)

自 令和2年3月1日
至 令和3年2月28日

一般社団法人日本福祉環境整備機構
東京都板橋区上板橋1-19-16
アソルテイエ上板橋203

貸借対照表

一般社団法人日本福祉環境整備機構

令和 3年 2月28日 現在

単位：円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 7,685,121】	【流動負債】	【 4,589,575】
現金	619,364	短期借入金	3,205,266
預金	1,869,505	未払金	1,263,569
売掛金	1,757,596	未払法人税等	70,000
立替金	3,438,610	預り金	50,740
未収還付法人税等	46	【固定負債】	【 20,462,000】
【固定資産】	【 8,323,941】	長期借入金	6,762,000
(有形固定資産)	(8,203,941)	役員借入金	13,700,000
建物附属設備	8,203,941	負債合計	25,051,575
(投資その他の資産)	(120,000)		
出資金	20,000		
差入保証金	100,000		
		純資産の部	
		【正味財産】	【 9,042,513】
		基金	0
		(正味財産)	(9,042,513)
		当期正味財産増加額	9,042,513
		正味財産繰越額	9,042,513
		純資産合計	9,042,513
資産合計	16,009,062	負債・純資産合計	16,009,062

損益計算書

一般社団法人日本福祉環境整備機構

自 令和 2年 3月 1日

至 令和 3年 2月28日

単位：円

科 目	金 額	金 額
【売上高】 介護サービス売上 カフェ売上高	6,516,159	7,039,209
	523,050	
【売上原価】 仕 入 高		263,222
【販売費及び一般管理費】		6,775,987
		15,731,064
【営業外収益】 受 取 利 息 受 取 配 当 金 雑 収 入	40 200 2,838,400	▲8,955,077
【営業外費用】 支払利息割引料		203,640
		▲6,320,077
		▲6,320,077
		64,200
		▲6,384,277

販売費及び一般管理費

一般社団法人日本福祉環境整備機構

自 令和 2年 3月 1日

至 令和 3年 2月28日

単位：円

科 目	金 額	額
役員報酬	4,986,918	
給与手当	3,449,859	
雑給	200,000	
法定福利費	907,536	
厚生利生費	19,650	
福利委託費	642,000	
業務交通費	384,908	
旅費	109,020	
通信費	134,799	
交通費	1,772,890	
交際費	656,139	
寄付金	298,040	
減価償却費	480,623	
保険料	232,164	
水道光熱費	518,506	
車両費	76,100	
車検費	126,500	
備品消耗品費	696,000	
租税公課	21,000	
広告宣伝費	18,412	
管理諸費		
雑費		
合 計		15,731,064

株主資本等変動計算書

一般社団法人日本福祉環境整備機構

自 令和 2年 3月 1日

至 令和 3年 2月28日

単位：円

	正味財産				純資産合計
	基本金	正味財産		正味財産合計	
		当期正味財産増加額	正味財産合計		
当期首残高	0	▲2,658,236	▲2,658,236	▲2,658,236	▲2,658,236
当期変動額					
当期純損失		▲6,384,277	▲6,384,277	▲6,384,277	▲6,384,277
当期変動額合計	-	▲6,384,277	▲6,384,277	▲6,384,277	▲6,384,277
当期末残高	0	▲9,042,513	▲9,042,513	▲9,042,513	▲9,042,513

個別注記表

一般社団法人日本福祉環境整備機構

自 令和 2年 3月 1日
至 令和 3年 2月28日

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法を採用しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産
定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産
定額法を採用しています。

引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定に基づく法定繰入率により計上しています。

その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

上記の通りご報告申し上げます。

一般社団法人日本福祉環境整備機構

代表理事 太田 浩史